

平成 31 年度 保健事業 概要表

健康保険組合の本来の役割である、加入者の健康をサポートするため、疾病予防を目的とした保健事業を積極的に展開しています。詳細については、事業主通知、機関誌「健保だより」、ホームページでお知らせします。

区分	項目	事業内容
特定健診・保健指導	特定健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健診の推進 ・40～74歳の被扶養者の方へ特定健診受診券の送付（5月） ・被扶養者の受診率向上をめざした「レディース健診」（全国巡回型健診）
	特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ・動機づけ支援・積極的支援の実施 ・保健指導対象者へ利用券の送付 ・事業所へ専門職を派遣しての初回面談方式等
疾病予防関係	人間ドック・生活習慣病予防健診の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・35歳以上の被保険者、被扶養者対象 ・1人1回限り組合負担上限額 32,000円（特定健診との併用不可）
	前期高齢者等訪問支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・63～72歳の被扶養者を対象にした訪問型健康支援事業（無料） ・専門の相談員（看護師・保健師）が対面で健康に関する悩みなど一人一人にあったアドバイスを実施）
	インフルエンザ予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種（期間10月～12月）に1人1,000円（1回限り、接種日65歳未満。公費補助対象は除く）の補助
	常備薬等の有償斡旋	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭常備薬の有償斡旋の内、感冒、花粉症対策等一部推奨品目について一品目100円、個数上限1人10個までの補助（4月、10月） ・申込方法は、加入者が委託事業者へ直接または事業所で取りまとめて行い、常備薬は自宅への配達は代引き、取りまとめの場合は希望の所在へ配達し振込による支払 ・斡旋チラシは「健保だより」に同封。web申込可（健保HP） ・一部についてセルフメディケーション税制の対象
	Web版医療費通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・PC、スマホ、携帯電話を通じて被保険者へ医療費、ジェネリック医薬品促進事業等の通知
	らくらく禁煙コンテスト	<ul style="list-style-type: none"> ・教材を用いて全6週間（最初の2週間は禁煙準備期間、3週目から6週目まで完全禁煙期間）で禁煙にチャレンジ（6月、11月）
保健指導宣伝	機関誌「健保だより」の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、7月（健診特集号）、10月、1月（中下旬発行） ・法改正、制度改正等必要に応じ臨時特集号を発行 ・ジェネリック医薬品、お薬手帳等の医療費適正化を広報
	ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・随時情報提供
	ハロー健康相談24 メンタル相談（電話、面談、Web）と電話による健康相談 セカンドオピニオンサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタル相談（電話、面談、Webによるこころの健康相談→電話健康相談からメンタル相談、面談へとノンストップの利用可能） ・電話健康相談（育児、事故の応急処置、介護、福祉、ジェネリック医薬品、医療機関情報等24時間相談） ・海外からの相談対応可 ・セカンドオピニオンサービス（がん等の重病と診断された際、専門分野の医師から診断に対する見解や治療方針等の意見がもらえる）
	育児月刊誌	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤ちゃん和妈妈」（第1子分娩者に1年間）
	赤ママ「きずな」メール	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の健康管理や低体重児出産の予防対策として妊娠中の加入者（本人・家族）へマタニティメールを毎日配信し、健康意識を高め1人で抱えがちな不安や悩みを軽減
	健康保険情報誌	<ul style="list-style-type: none"> ・「すこやか健保」（事業所担当者に毎月1回）
	事務説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・定時決定、保健事業、健康セミナー他（2019年5月28日開催予定）
	健康保険小冊子	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所新規採用者へむけた健保小冊子の概要版をCD版（音声入り）にて事業所へ配付
健康づくり	フィットネスクラブ利用	<ul style="list-style-type: none"> ・コナミスポーツクラブ、ルネサンスと法人会員契約
	ヘルスウォーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングの歩数をポイント化し、半年間のポイントに応じて景品を進呈。健康づくりの習慣化を継続支援（4月～9月、10月～3月） ・1人1回参加賞としてタオルを進呈（本年度限り）。
保養所	保養所利用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会員のラフォーレ倶楽部、ダイワロイヤルホテル、白馬アルプスホテルは契約料金で利用 ・かんぽの宿は500円の割引で利用